



# 計画の位置づけ・期間

本市では、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に作成し、障害のある方が暮らしやすい地域づくりに向けた障害福祉施策を展開してきました。

令和5（2023）年度に現行の計画期間が終了することから、本市における障害福祉に関する現状とニーズを調査するとともに、これまでの計画の進捗状況を検証し、国・県の指針や近年行われた障害福祉制度改革を踏まえて、本計画を策定しました。上位計画との関係、本計画の期間は以下のとおりです。

## 第2次香取市総合計画（市の最上位計画）

[平成30（2018）年度～令和9（2027）年度]

[将来都市像]

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～

## 第3次香取市地域福祉計画（健康・福祉の部門計画）

[令和6（2024）年度～令和11（2029）年度]

## 香取市第4次障害者基本計画

[令和6（2024）年度～令和11（2029）年度]

根拠法：障害者基本法

## 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

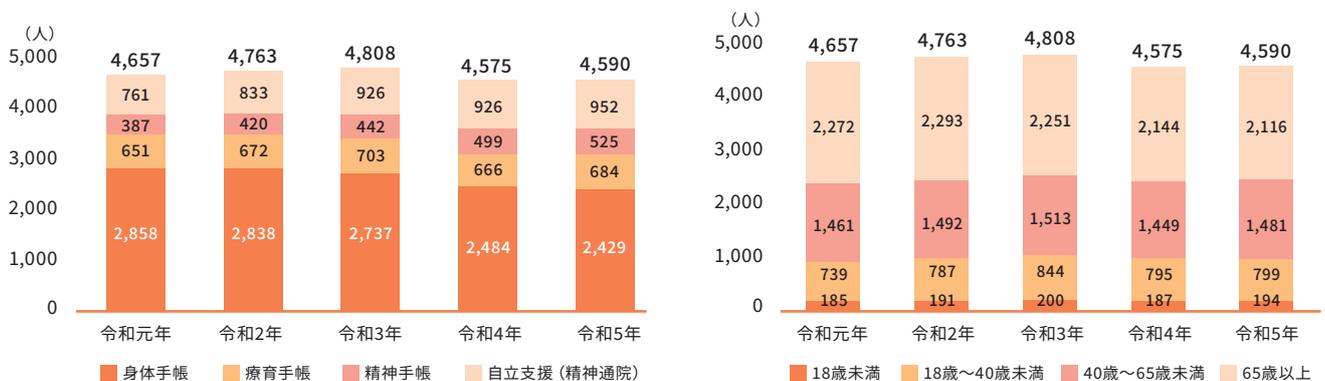
[令和6（2024）年度～令和8（2026）年度]

根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法

# 香取市の障害者に係る統計

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。

年代別に見ると、65歳以上の高齢者が約半数を占めています。



障害区分別障害者手帳等所持者の推移

年代別障害者手帳所持者の推移

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は一部重複しています。

出典：香取市（各年3月31日）

# 施策の体系

## 香取市第4次障害者基本計画

### 基本理念

障害のある人もない人も ともに支えあって暮らせるまち 香取

### 基本方針

すべての人が  
安心して生活できる  
ユニバーサルデザインに  
基づく社会づくり

一人ひとりの状況に  
応じた支援を  
受けることができる  
社会づくり

地域で支え合い、  
共生することができる  
社会づくり

基本目標 1 障害理解・権利擁護の促進及び協働の推進

基本目標 2 障害のある子どもへの支援の充実

基本目標 3 雇用・就労の促進

基本目標 4 生活支援サービスの充実

基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備

基本目標 6 社会参加の促進

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

# 計画の評価・見直し

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考え方に基づき計画の進捗管理を行います。本計画では、国の基本指針に即して設定する障害福祉計画・障害児福祉計画の「成果目標」及び「活動指標」を指標とし、目指す方向性を示します。

進捗管理では少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じます。香取市地域自立支援協議会が、その審議の場となります。

また、香取市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、施策に反映します。

# 施策の展開

## 基本目標1

### 障害理解・権利擁護の促進及び協働の推進

人権啓発や福祉教育の充実等を通じて、市民の障害に対する理解のさらなる促進に取り組みます。また、障害者の権利擁護の推進と虐待防止・差別解消の徹底を図るとともに、市民の共生意識を醸成し、ボランティア活動を推進します。

#### 施策

##### 1 障害理解の促進

[事業例] 各種媒体による啓発活動の推進／地域における福祉教育の推進

##### 2 権利擁護の促進及び虐待防止・差別解消の強化

[事業例] 「障害者差別解消支援地域協議会」を通じた障害者差別解消の取組の促進

##### 3 地域福祉の推進

[事業例] 見守りネットワーク事業の推進／障害者支援ボランティアの育成と活動支援

## 基本目標2

### 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもも、ない子どもも、地域でともに学び、育ちあうことができる地域社会を目指し、一人ひとりの状況に応じた発達支援及び教育体制の整備に取り組むとともに、将来を見据えた切れ目のない支援を充実します。

#### 施策

##### 1 乳幼児期の子どもへの支援

[事業例] 早期からの発達支援体制の充実／インクルーシブ保育の充実

##### 2 学齢期の子どもへの支援

[事業例] インクルーシブ教育システム・特別支援教育の推進／保護者及び家族支援の充実

##### 3 切れ目のない支援の充実

[事業例] ライフサポートファイルの活用／医療的ケア児等の支援

## 基本目標3

### 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の拡充に取り組みます。

#### 施策

##### 1 一般就労の促進及び定着

[事業例] 企業における障害理解の促進／障害者雇用の促進

##### 2 福祉的就労の充実

[事業例] 障害福祉サービス事業所などの充実／障害者支援施設などからの優先調達の推進

## 基本目標4

## 生活支援サービスの充実

障害者一人ひとりの安定した自分らしい地域生活を支えるため、相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、多様な住まいの場の確保、各種福祉サービスの充実と提供体制の構築に取り組みます。また、コミュニケーション支援の充実と情報アクセシビリティの確保に努めます。

### 施策

#### 1 相談支援体制の充実

[事業例] 相談機関の充実とネットワーク化の促進

#### 2 居住の場への支援

[事業例] グループホームへの支援/住宅改造の促進

#### 3 在宅生活及び日中活動への支援

[事業例] 訪問系サービスの充実/日中活動系サービスの充実

#### 4 医療体制の充実・心身の健康づくりの促進

[事業例] 精神保健相談体制の充実/ひきこもりの人への相談支援

#### 5 コミュニケーション支援の充実・情報アクセシビリティの確保

[事業例] 手話通訳者の活用促進と養成支援/情報アクセシビリティの向上

## 基本目標5

## 安全・安心な生活環境の整備

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。また、日々の生活に不可欠な移動手段を確保するための対策に取り組みます。また、災害対策としては障害者が安全に避難することができるよう、災害時の支援体制を充実します。

### 施策

#### 1 障害のある人にやさしい公共空間の整備

[事業例] 公共的な施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進

#### 2 移動手段の確保

[事業例] 社会参加に係る移動手段の確保/各種外出支援サービスの充実

#### 3 生活安全の充実

[事業例] 地域との協働による見守り体制の構築/地域防災体制の充実

## 基本目標6

## 社会参加の促進

障害者が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、社会・地域活動への参加を促進します。また、障害者の活動母体である障害者団体への支援も継続します。

### 施策

#### 1 スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習の充実

[事業例] スポーツ・レクリエーション活動の促進/学習活動への参加の促進

#### 2 社会・地域活動への参加促進

[事業例] 市政への参画の促進/交流行事・イベントの支援

#### 3 家族及び障害者団体支援

[事業例] 障害のある人、家族の支援及び団体の活性化

# 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

## ○ 計画の策定にあたって

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。国が示す「基本指針」に基づき、提供体制の確保に係る令和8（2026）年度末までの目標として、7つの「成果目標」を設定します。あわせて、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」（障害福祉サービスの見込量）を設定します。

## ○ 成果目標 ※令和8（2026）年度末までの目標を設定

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
地域生活移行者数	5人
施設入所者の削減の割合	4人

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	274日	
1年以上長期入院患者数	65歳以上	57人
	65歳未満	18人
精神障害者の退院に関する目標値	入院後3か月	66%
	入院後6か月	77%
	入院後1年	82%

（関連する活動指標）

項目	単位	R6	R7	R8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加回数	回	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	2	3	3
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	6	8	9
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	48	52	56
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	3	3	3

### 3. 地域生活支援の充実

項目	目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討
強度行動障害者支援体制の整備	強度行動障害のある人の実情や、求める支援サービスの把握

（関連する活動指標）

種類	単位	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の登録事業所数と、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	箇所	23	25	27
	回	3	3	3

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値
一般就労移行者数	16人
一般就労移行者数(就労移行支援事業)	4人
就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用修了者で一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%
一般就労移行者数(就労継続支援 A 型事業)	2人
一般就労移行者数(就労継続支援 B 型事業)	1人
就労定着支援事業の利用者数	10人
就労定着支援事業の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%

#### 5. 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値
児童発達支援センター設置	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

#### 6. 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値
基幹相談支援センターの設置	地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る
香取市地域自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制確保	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組む

(関連する活動指標)

種類	単位	R6	R7	R8	
基幹相談支援センターの設置	箇所	1	1	1	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	20	20	20
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	5	5	5
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	50	50	50
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	4	4	4
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	箇所	1	1	2
協議会における相談支援事業者の参画による事例検討実施回数	回	1	1	1	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	5	5	5	
	回	3	3	3	



## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標値は活動指標で設定します。

(関連する活動指標)

種 類	単位	R6	R7	R8
障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有無	有	有	有
	回	12	12	12

### ○ 障害福祉サービスの見込量(活動指標)

(実人/月)

(実人/月)

種 類		R6	R7	R8	種 類		R6	R7	R8
訪問系	居宅介護	91	92	94	居住系	自立生活援助	1	1	1
	重度訪問介護	1	1	1		共同生活援助	126	137	148
	同行援護	5	5	5		施設入所支援	87	88	88
	行動援護	5	5	5		地域生活支援拠点等			
	重度障害者等包括支援	0	0	0		(登録事業所数)	23	25	27
				(検証及び検討の実施回数)		3	3	3	
日中活動系	生活介護	225	230	235	相談支援	計画相談支援	157	163	170
	自立訓練(機能訓練)	2	2	2		地域移行支援	4	5	6
	自立訓練(生活訓練)	4	4	4		地域定着支援	8	10	11
	就労選択支援【新規】	1	1	1	障害児福祉サービス	児童発達支援	44	48	52
	就労移行支援	4	5	6		放課後等デイサービス	109	121	134
	就労継続支援(A型)	52	57	63		保育所等訪問支援	2	2	2
	就労継続支援(B型)	166	183	201		居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
	就労定着支援	7	7	7		障害児相談支援	40	42	45
	療養介護	10	10	10		医療的ケア児等 コーディネーター配置人数	1	1	1
	短期入所(福祉型)	35	36	37					
	短期入所(医療型)	5	5	5					

### ○ 地域生活支援事業の見込量(活動指標)と確保策

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施するものです。生活上の相談や手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業などの「必須事業」及び訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などの「その他の事業」について、これまでの実績を勘案し、見込量を設定しています。

## 香取市第4次障害者基本計画・ 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画【概要版】

発 行：香取市  
 発行年月：令和6(2024)年3月  
 編 集：香取市 福祉健康部 社会福祉課 障がい者支援班  
 〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地  
 電話：0478-50-1252 FAX：0478-55-1885  
 E-mail：shinsho@city.katori.lg.jp